

重要事項説明書

1. 赤門訪問看護リハビリステーションの概要

- (1) 事業所名 赤門訪問看護リハビリステーション
- (2) 所在地 千葉県館山市沼 1604-4
連絡先 0470-24-3113 (緊急時 080-2043-7844)
- (3) サービス提供時間
 - *営業日は 月曜～金曜 (祝日は除く)
 - *営業時間は 8 時 30 分～17 時 30 分
上記時間以外でも、緊急時 24 時間対応をいたします。
但し、時間帯により追加料金が加算されます。
夜間 : 18 時～22 時まで
深夜 : 22 時～ 6 時まで
早朝 : 6 時～ 8 時まで
 - *年末年始休 12 月 30 日～1 月 3 日

2. 運営方針

当事業所は、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復に努めるものと致します。

サービスの提供にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. サービス内容

- (1) かかりつけ医と連絡をとり、心身の状態に応じて以下のケアを行います。

- *健康相談

健康のチェックと助言 (血圧・体温・呼吸・脈拍)、特別な病状の観察と助言、心の健康チェックと助言 (趣味・生きがい・隣人とのつながりなど)

- *日常生活の看護

清潔のケア、食生活のケア、排泄のケア、療養環境の整備、寝たきり防止のためのケア、コミュニケーションの援助

***在宅リハビリテーション看護**

体位交換、関節などの運動や動かし方の指導、日常生活動作の訓練（食事、排泄、移動、入浴、歩行など）、福祉用具（ベッド、ポータブルトイレ、補聴器、車椅子、食器など）の利用相談、外出、レクリエーションの支援、生活の自立、社会復帰への支援

***精神・心理的な看護**

不安な精神・心理状態のケア、生活リズムの調整、社会生活の復帰援助、事故防止のケア、服薬のケア、リラックスのためのケア

***認知症の看護**

認知症への対応方法指導や相談、生活リズムの調整、レクリエーションの援助、事故防止のケア

***検査・治療促進のための看護 など**

病気への看護と療養生活の相談、床ずれ・その他創部の処置、医療機器の管理・使用者のケア、服薬指導・管理、その他かかりつけ医の指示による処置・検査

***看取り期（ターミナルケア）看護**

ご利用者、ご家族の意向に沿い「人生の最終段階における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を活用し看取りへの支援

- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等という）による訪問看護は、看護業務の一環と位置付けます。

*リハビリテーションを中心としたものである場合、看護師が定期的に訪問して利用者の心身の状態を評価し理学療法士等と連携を図ります。

4. 利用料金

- (1) 別紙記載しておりますのでご参照ください。

- (2) 利用料のお支払い方法

口座振替によりお支払いいただきます。口座の名義は利用者または身元引受人といたします。利用料は月末に締め、翌月 10 日までに、前月分の精算し請求書を作成いたします。請求書の発送は翌月の 20 日以降、振替は概ね利用翌月 27 日です。口座振替手続きに必要な口座振替依頼書の提出が必要となりますので、詳しくはご契約時に説明させていただきます。

5. 緊急時の対応方法

サービス提供中の容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、歯科医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

6. サービス内容に関する相談・要望・苦情

当事業所お客様相談・要望・苦情

〈窓口〉 鈴木 佐智子

〈責任者〉 鈴木 佐智子

〈電話番号〉 0470-24-3113

(月曜～金曜 8時30分～17時30分まで)

* ご不明な点はおたずねください。

千葉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

〈電話番号〉 043-254-7428

7. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応と業務継続に向けた取り組み

- (1) 非常災害時：実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される、火災、震災、風水害その他の非常災害に関する計画を策定し、地域と連携に努めます。状況に応じ、訪問変更・中止等調整をします。
- (2) 健康危機発生時：感染症対策委員会を開催します。感染委員会では、感染症に対する予防対策を討議、検討し感染源の隔絶、除去および感染経路の遮断に取り組み、安全環境の構築に努めます。感染状況を踏まえ、実行可能な支援継続を検討し訪問調整します。状況により訪問変更・電話対応・中止等もあります。サービス担当学会議においても当該対応を実施します。

8. 虐待の防止

ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者を設置すると共に、職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。サービス提供中に、当事業所職員又は養護者（家族等ご利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる事象を発見した場合は、これを速やかに市町村に通報します。

9. ハラスメント対策

職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の様な行為があった場合、状況によってはサービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- (1) 特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (2) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4) 長時間の電話、職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる、その他行為